

新潟県子ども条例（仮称）有識者会議（第1回）議事概要

日 時 令和5年7月24日（月）18時15分～20時00分

場 所 県庁行政庁舎201会議室

<主な発言内容>

(1) 条例の趣旨・目的について

- 基本的施策について、その前提として、こども基本法に記載されているような目的等が明示されると、それを踏まえた基本的施策の理解がしやすい。（角谷委員）
- 配付資料からは、制定しようとする条例について、子育て支援条例という印象を受ける。こども基本法は、目的のところでは子どもの権利が大事だと述べていて、それを守るための政策や組織を作るという流れになっている。本県でも、子どもの権利とは何か、少子化について本県の課題とは何なのか。そういったことを踏まえて、初めて8本の基本的施策が立つ。8本の施策を立てたベースの理念となる考え方を示した方がいい。そのうえで、子どもの虐待やいじめについての権利救済についても柱建てで触れたほうがいいのではないかと。（越委員）

(2) 子どもの権利について

- 児童虐待の主体は法律上は「保護者」に限定されているが、子どもの権利侵害の主体は「保護者」に限られないので、その他の者も包摂できるよう条例に規定すべきと考える。（水内委員）
⇒ 委員ご指摘のとおり、子どもの権利侵害は、児童虐待だけではなく、いじめ、体罰なども含まれ、権利侵害の主体は保護者に限定されず、子どもに関わる様々な者が想定されるものであると認識している。そのため、子どもの権利に関する周知啓発については、学校現場をはじめ子どもに関わる各種団体、施設等に対しても幅広く広報活動を行い、広く周知をする旨を条例で明記するとともに権利侵害の主体についても様々であるということ認識したうえで条例に反映させていきたいと考えている。（事務局）
- 画一化から多様化、排除ではなく包括という理念を、子どもの権利とマッチさせていかなければいけないと考えている。国も不登校に対する捉え方が変わっている。不登校になったら問題なんだという考え方自体が子どもや家庭を苦しめているという認識を共有しなければいけないと思っている。（五十嵐委員）

(3) 子どもの意見の反映について

- 社会的養護下にいる子どもの意見をくみ取れるよう、改正児童福祉法に規定されている意見表明等支援事業とも平仄をとりながら、理念条例とはいえ、具体的な計画につながるような内容を検討していく必要がある。また、施策の評価についても、子どもの意見を反映させるということがこども基本法に規定されているので、それを何らかの形で条例の中でも明確にできることが望ましいと考えている。（水内委員）
⇒ 国においても、具体的な意見聴取の方法等について例示しているが、今ご意見のあった意見の聴取だけではなく子ども達へのフィードバック・評価という点についても、どのようなやり方が取れるのか、国や他県の状況を参考にするとともに、国における調査研究なども踏まえながら研究していきたい。（事務局）

- 子ども条例（仮称）有識者会議への参画以外に、継続的に子ども・若者から直接意見を聞く仕組みについて、現在検討中とのことだが、社会的に困難な状況にある子どもの意見をどうくみ取っていくかについてはしっかりとお願いしたい。（村山委員）

(4) 全般的事項

- 資料2の全体を見たときに出産やその直後については手厚いと思うが、子どもを取り巻く状況の中で様々な困り感をもっている子ども達がいる。不登校で悩んでいる子ども達も保護者もいる。生まれた直後の子ども達への対応とともに学童期など、そういうところにも矢が刺さる内容にしてほしい。（山田委員）

- 子ども施策の基本的方向性や県の取組姿勢等を明らかにすることにとどまらない、具体的な施策の実施につながる内容を目指したい。（水内委員）
 - ⇒ この度の条例は、子ども・子育て支援の施策全般を規定する、理念的な条例を想定しているが、内容としては、総則にあたる基本理念や責務、各主体との連携・協力などと併せて、8項目に渡る「基本的施策」を規定したいと考えている。
 - 個々の具体的な施策内容については、条例に基づき策定する計画の中で規定することとしているが、具体的な施策推進につながるよう、条文の中で、それぞれの基本的な施策の方向性をしっかりと規定したい。（事務局）

- スケジュールありきではなく、令和5年度中の条例制定というのはあくまで予定であること、検討状況によってはそれ以上に期間がかかることがありうることを確認したい。（水内委員）
 - ⇒ 国では、今年4月「こども家庭庁」創設や「こども基本法」施行等により、子どもの健やかな成長を、社会全体で後押しする気運が高まるとともに、今年6月に策定した「こども未来戦略方針」においても「少子化対策は先送りできない待ったなしの課題」とされている。
 - 全国より早いスピードで少子化が進行している本県においては、よりスピード感を持って、子ども政策の一層の推進に取り組む必要があると考えている。
 - こうした状況の中、この度の6月定例会において、本県の少子化対策や子ども子育て政策について、多くの議論が行われ、その中で、子ども条例に関する質疑において、令和5年度中の制定を目指す旨、知事が答弁しているところ。
 - 県としては、こうした国の動き、本県の状況、これまでの県議会での議論等を踏まえ、有識者の皆様と幅広い議論を重ね、パブリックコメントの実施などにより県民の皆様から広くご意見をいただきながら、今年度中に条例案を提出できるよう、準備を進めていきたいと考えている。
 - なお、限られた時間ではあるが、有識者会議において十分な議論が行われるよう、事務局として、丁寧な情報共有・質疑応答・意見交換に努めてまいりたい。（事務局）

○ 子どもの権利救済機関を設ける考えはあるか。（水内委員）

⇒ 子どもの権利救済に関しては、現時点でも、子どもの人権に対する相談対応を行う法務局や、いじめ、不登校等相談窓口を設置する教育委員会、虐待などの相談対応を行う児童相談所、各種 SNS 相談の実施などで子どもの人権侵害等に対する相談対応等を行っているものと承知しており、新たに条例に規定する附属機関として権利救済機関を設置することは考えていないが、委員ご指摘のとおり、子どもの権利救済の視点は重要であることから、条例の中で、「子どもの人権に関する相談対応機関の周知広報・普及啓発」に努める旨を明記したい。（事務局）

○ 「こども」の定義をどうするか。18歳未満とするか、その上の年代も含むか。（水内委員）

⇒ 国のこども基本法では「こども」の定義を「心身の発達の過程にある者」としており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう年齢制限を設けていないが、個別の施策の対象範囲については、施策ごとに定めるという取扱いをしている。

本県においても、国のこども基本法同様、一律に年齢制限は設けず、個別の施策の対象範囲については、施策ごとに定める旨の規定を設ける方向で検討している。（事務局）